



2022年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社 高知 銀行
代 表 者 名 取締役 頭取 海 治 勝 彦
(コード番号：8416 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員 経営統括部長 寺川 智文
(TEL. 088-822-9311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第142期定時株主総会に定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、第2種優先株式に関する規定の新設につきましては、普通株主、第1種優先株主に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

記

1. 定款変更の目的

(1) 第2種優先株式に関する規定の新設

当行を取り巻く市場環境に応じて、地域金融機関として継続的に金融仲介機能を発揮していくため、中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、新たな種類の株式としての第2種優先株式の発行を可能とするため、諸規定の追加を行うものであります。

第2種優先株式の発行条件について、現時点では具体的に決定しておりませんが、実際に発行する際には、その時点の市場環境等を踏まえて検討のうえ決定いたします。具体的には、発行条件が公正なものとなるように、外部算定機関からの理論的価値評価、当行の事業環境・財務状況、わが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案のうえ決定いたします。

(2) 補欠監査役に関する規定の新設

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任するにあたり、定款を一部変更し、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供措置

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条第2項を新設するものであります。

- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 16 条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙「定款変更案」のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	2022 年 5 月 11 日	
定時株主総会決議日	2022 年 6 月 28 日	(予定)
普通株主、第 1 種優先株主に係る各種類株主総会決議日 (第 2 種優先株式に関する規定の新設のみ付議)	2022 年 6 月 28 日	(予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 28 日	(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。	第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 40,900,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
普通株式 40,900,000株 第1種優先株式 40,900,000株	普通株式 40,900,000株 第1種優先株式 40,900,000株 <u>第2種優先株式 1,000,000株</u>
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当銀行の <u>普通株式および第1種優先株式</u> の単元株式数は、100株とする。	第7条 当銀行の <u>全ての種類の株式</u> の単元株式数は、 <u>それぞれ100株</u> とする。
第8条～第11条 (条文省略)	第8条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	第2章の2 <u>第1種優先株式</u>
(第1種優先配当金)	(第1種優先配当金)
第11条の2 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主(以下、「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下、「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、	第11条の2 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主(以下、「第1種優先株主」という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下、「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、

現 行 定 款	変 更 案
<p>「第1種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p>	<p>「第1種優先配当金」という。)の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p>
<p>第11条の3～第11条の9 (条文省略)</p>	<p>第11条の3～第11条の9 (現行どおり)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第2章の3 第2種優先株式</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(第2種優先配当金)</u></p>
	<p><u>第11条の10 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主(以下、「第2種優先株主」という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下、「第2種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、第2種優先株式</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第11条の11に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2. ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</p> <p><u>(第2種優先中間配当金)</u> 第11条の11 当銀行は、第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>(第2種優先株主に対する残余財産の分配)</u> 第11条の12 当銀行は、残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優</p>
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u></p> <p>2. <u>第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(第2種優先株主の議決権)</u></p> <p><u>第11条の13 第2種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第11条の14 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の15 当銀行は、第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を第2種優先株主に対して交付するものとする。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p> <p>2. <u>当銀行は、第2種優先株式の取得と引換えに、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第11条の16 当銀行は、第2種優先株式の発行に先立って取締役会が別途定める日をもって、当該日までに当銀行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u> 第16条 当銀行は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は第2種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第2種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</u> 第11条の17 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。 2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p> <p><u>(優先順位)</u> 第11条の18 第1種優先株式および第2種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条～第25条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（条文省略）</p> <p>（選 任）</p> <p>第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（任 期）</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第29条～第36条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p><u>報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第17条～第25条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>（選 任）</p> <p>第27条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>当銀行は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>（任 期）</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第29条～第36条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. 平成元年2月1日前に締結した相互掛金契約に関する業務については、この定款の第2条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第1項第6号で準用する同法第17条第1項の規定により継続するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>1. 平成元年2月1日前に締結した相互掛金契約に関する業務については、この定款の第2条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第24条第1項第6号で準用する同法第17条第1項の規定により継続するものとする。</p> <p>2. <u>定款第16条(参考書類等のインターネット開示)の削除および定款第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下(施行日)という。)から効力を生じるものとする。</u></p> <p>3. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有するものとする。</u></p> <p>4. <u>前二項および本項の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上